板橋区資源環境審議会における会長及び副会長の選出について

板橋区資源環境審議会会長を務めていただいておりました伊香賀俊治委員、副会長を務めていただいておりました城所哲夫委員におかれましては、委員委嘱期間満了を経て、再度委員に委嘱されました。これに伴い、東京都板橋区資源環境審議会条例第5条に基づき、会長及び副会長を互選により定める必要があります。

≪審議会条例における規定≫

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

本来であれば、委員の皆様が一堂に会した形で審議会を開催し、その場において互選により会長及び副会長を定めるべきところでございますが、今回は書面による開催のため、事務局により案を提示させていただき、会長及び副会長を定めさせていただきたいと存じます。 つきましては、下記のとおりお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 会長・副会長案

これまでの経緯を踏まえ、前任期において、会長及び副会長であった委員に引き続きお願いすることを提案いたします。

会長 伊香賀 俊治 委員(慶應義塾大学 教授)副会長 城所 哲夫 委員(東京大学大学院 教授)

2 選出に係る手続き

上記事務局案について、意見書(資料6)の「2 会長・副会長の選出」において、「承認する」または「承認しない」のいずれかを選択し、ご記入いただきますようお願いいたします。

意見書(資料6)は、下記提出期限までに事務局までご提出ください。

3 提出期限

令和3年12月8日(水)